

相談支援従事者初任者研修の受講要件（実務経験）

業務 範囲	業務の内容	経験 年数
障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	ア 平成18年10月1日時点で、下記に掲げる事業等において、同年9月30日までの間に相談支援の業務及びその他準ずる業務に従事している者で必要経験年数を満たす者 ○ 旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ○ 精神障害者地域相談支援センター ○ その他これに準ずる事業等(a)	3年以上
	イ 相談支援機関・施設等において相談支援の業務に従事する者 ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ○ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院 ○ その他これに準ずる事業等(b)	5年以上
	ウ 病院若しくは診療所において、相談支援の業務に従事する者で以下のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※3を有する者 (4) イに掲げる業務に1年以上従事した者	
	エ 就労支援に関する施設において、相談支援業務や、その他これに準ずる業務に従事する者 ○ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター ○ その他これに準ずる業務(c)	
	オ 特別支援学校その他これに準ずる機関において、就学相談・教育相談・進路相談の業務に従事する者 ○ 特別支援学校 ○ その他これに準ずる機関(d)	
	カ 施設及び医療機関等における介護の業務に従事する者 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床、その他これに準ずる施設 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これに準ずる事業 ○ 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所 ○ その他これに準ずる施設(e)	10年以上
	キ 上記②直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・介護福祉士 (3) 児童指導員任用資格を有する者、精神障害者社会復帰施設指導員 (4) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者	5年以上
	ク 上記①の相談支援の業務及び上記②の介護等の業務に従事している期間が通算して3年以上かつ国家資格等※3による業務に5年以上従事している者	—

（必要な経験年数※4は、通算期間）

【その他これに準ずる事業（施設）の例】

a	障害児（者）地域療育等事業、市町村障害者生活支援事業 等
b	保健所、市町村の相談窓口業務、児童発達支援センター、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者援護施設、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（知的障害児施設、自閉症児施設（第一種、第二種）、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設）、知的障害児通園施設、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、旧身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者福祉ホーム 等
c	地域就労援助センター 等
d	小学校及び中学校の特別支援学級 等
e	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、旧知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、旧知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（詳細、前述のとおり）、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、障害者自立支援法施行以前の身体障害者居宅介護・知的障害者居宅介護・児童居宅介護・精神障害者居宅介護・身体障害者デイサービス、障害児通所支援（児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通所施設、児童発達支援事業所、重症心身障害児（者）通園事業（補助事業）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、児童発達支援センター 等

※1 相談支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※2 介護等の業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※3 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

※4 必要な経験年数の従事日数の考え方

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

（H18.8.24「障害保健福祉関係主管課長会議」参考資料②より参照）

☆ 本資料は、初任者研修受講希望者向けに神奈川県で作成した実務経験の参考資料です。詳細については、「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）」、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）」、「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号）」をご確認ください。